○大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則

平成２３年３月２２日

規則第２１号

改正　平成２３年４月１日規則第４４号

令和２年４月１日規則第３２号

令和５年４月１日規則第１９号

令和８年４月１日規則第３０号

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成２３年条例第１号）第１４条第１１項の規定に基づき、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、市民部自治協働課市民活動推進室において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日規則第４４号）抄

（施行期日等）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規則第３２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規則第１９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年４月１日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。